

第三節 自然環境保護の取組

一 自然保護条例の制定と自然保護行政の展開

自然公園 の指定

旧国立公園法に代えて昭和三十二（一九五七）年に制定された自然公園法に基づき、日本を代表する優れた自然の風景地が国立公園または国定公園に指定されており、都道府県を代表する自然の風景地が県立自然公園に指定されている。本県には、二つの国立公園（瀬戸内海国立公園、山陰海岸国立公園）と一つの国定公園（氷ノ山ひょうの後山せんしろうやま那岐山なぎさん国定公園、昭和四十四年四月指定）の指定地域が存在する。

瀬戸内海国立公園については、昭和二十五年五月の第一次拡張により本県の淡路地域、西播地域の一部分が、三十一年五月の第二次拡張により六甲山一帯及び淡路島地域の一部等が追加指定された。山陰海岸国立公園は、県内では日本海沿岸地域を対象として、昭和三十年六月にまず国定公園に指定され、三十八年七月に国立公園に指定替えされたものである。

また、県立自然公園としては、昭和三十二年四月に、多紀連山、猪名川溪谷、清水東条湖を初めて指定したが、その後、今日に至るまでに、合計一一カ所を指定している。

自然保護

行政の展開

本県では都市化や開発が進む中で、県内の自然環境を保全するために、昭和四十六年十月に自然保護条例を制定し、基本計画の策定、県独自の自然環境保護地区、環境緑地保護地区、動植物保護地区、郷土記念物の指定制度等に関する規定を置いた。

第四章 深刻化する公害への対処と自然環境保護

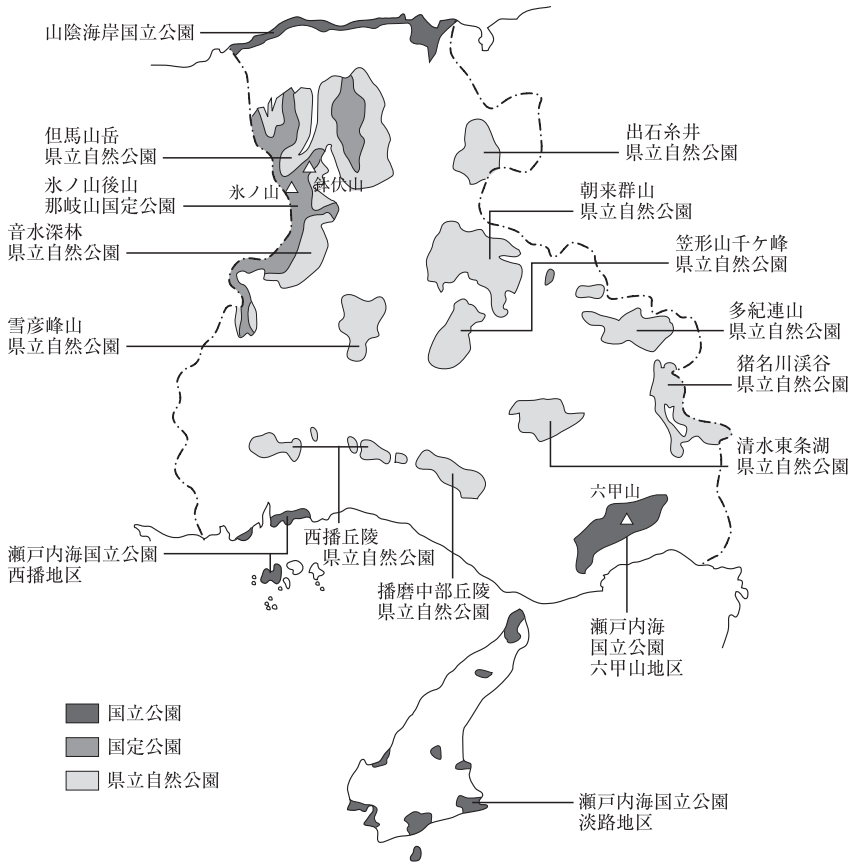


図 62 県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の位置図 (平成 30 年現在)
 (『環境白書(兵庫県)』を参照して作成)

昭和四十七年に、自然環境保全地域等の指定等を内容とする自然環境保全法が制定されたことにより、本県においても、同法に基づき、自然環境保全地域に準ずる地域を都道府県自然環境保全地域として指定できることとなった。そこで国の制度との整合を図るため保護地区制度等の指定制度の改正を行い、あわせて緑化を推進するため、昭和四十九年三月に自然保護条例を改正し、名称を「自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」と改めた。本条



写真 119 自然環境保全地域(置塩城跡(夢前町宮置))

土記念物の保護制度は、国の法令の位置づけのない本県独自の制度である。

また、昭和五十三年六月の瀬戸内海環境保全特別措置法の制定により、自然海浜保全地区の制度が創設され、都道府県で指定を行うこととされたことから、五十五年三月に前記条例を改正した。本県では、淡路島において、三件の自然海浜保全地区が指定されている。

昭和五十年四月には、自然環境保全のための施策を総合的に推進するため、条例に基づき、「自然環境保全計画」を策定した（その後、平成三（一九九二）年五月に、「人と自然の豊かな共生」を基本理念として、計画の改定が行われた）。

例により、従前の自然環境保護地区は兵庫県自然環境保全地域に、動植物保護地区は兵庫県自然環境保全地域または郷土記念物に指定されたものとみなされることとなり、また、環境緑地保護地区も環境緑地保全地域と名称変更された。本県においては、今日まで、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、原生自然環境保全地域の指定はなされていないが、同条例に基づき、一六カ所の兵庫県自然環境保全地域が指定されている。そのほか、市街地・集落地周辺にある樹林地や水辺等での風致・景観・形態等が住民の健全な生活環境を保護するために特に必要な地域として、三六カ所の環境緑地保全地域が指定されている。また、植物及び地質鉱物で県民に親しまれ、または由緒由来があり、特に保全する必要が高いものとして、四六カ所の郷土記念物が指定されている。環境緑地保全地域と郷



写真 120 豊岡市のフライング・ケージ内で人工飼育中のコウノトリ

なお、昭和四十七年から、条例に基づき、県内の自然保護について豊富な知識と熱意を有する者の中から四〇名を自然保護指導員として委嘱し、自然環境の保全と自然の適正な利用についての指導、啓発や自然に関する情報収集活動等を行っている。

二 野生動植物の保護

日本における野生動植物の保護は、文化財保護法や狩猟法（昭和三十八年に「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律」に名称変更）によって行われてきた。文化財保護法による保護は、天然記念物または特別天然記念物への指定と、それに影響を及ぼす行為の規制という形でなされてきた。本県に生息する代表的なものとしては、特

別天然記念物であるオオサンショウウオ（昭和二十七年指定）、コウノトリ（昭和三十一年指定）、イヌワシ（昭和四十年指定）、ヤマネ（昭和五十年指定）がある。

また、狩猟法の昭和二十五年改正により、鳥獣保護区の制度が設けられた。しかし、開発や公害による鳥獣の減少に歯止めがかからず、昭和三十三年、三十八年の法改正により、鳥獣の保護のための措置が段階的に強化された。その後、昭和四十八年の環境庁設置に伴い、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律は農林省から環境庁に移管され、鳥獣保護行政が一層強化されることとなった。同法に基づき、本県においても多くの鳥獣保護区が設定されてきた。そのうちのほとんどは県指定の鳥獣保護区であり、国指定の鳥獣保護区は、

前述の甲子園浜と、後に指定される円山川下流域（平成二十四年指定）の二カ所のみである。

野生動植物の生息地保護のための本県独自の制度として自然保護条例に基づく動植物保護地区の制度があった。その後、自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき新たに設けられた自然環境保全地域内の野生動植物保護地区の制度により、希少種の生息地を指定し、生息環境の保全と採取の規制を行うこととした。林田川（安富町（現姫路市））、米地川（養父町（現養父市））のゲンジボタルの生息地が野生動植物保護地区に指定されている（昭和四十九年四月）。